

# 研究通信

No. 75

1971年3月刊  
村落社会研究会  
事務局  
成蹊大学法学部  
社会学研究室内

研究会について

## お知らせとお願い

第一回の在京研究会のテーマを大会共同討論を司会して載った小池、福武、中野三会員から、大会討論を整理したうえでの問題（課題）提起ということでお願い致しましたが、結局、大会討論をもう一度あり返って研究会の課題を自由な論議を通じて具体化してゆこうということになりました。大会討論すべてを通信に掲載することは不可能なのでその要約を掲載し、第一回研究会の資料とともに、会員諸兄から活発な御意見、御提案をうかがうための参考に供することになりました。第一回研究会を左記により行いますので御参加をお願い致します。また研究会に参加し得ない方々から多くの御意見、御提案を通信紙上にお送り下さるようお願い致します。

当日は大会司会の三会員から問題提起をお願いする予定です。

研究会案内 ○日時：四月十日（土）午後一時（事務局：安原）

○場所：学士会館本郷分館三号室

②報告の中には村の歴史的変化の把握にもふれられていたが、ここでは過去の村よりも現在の村をどうとらえるか、にしほりたい。  
③ここで問題とされる「方法」を現在の村で検証する場合、どういった問題をとらえるか、フォーカスをどこに決めるか、について、二、三の点を出して貰いたい。

これらの討論のなかである程度共通の理解が出来たら（立場の理解でなくフォーカスをどこにあてるかについての理解だが）こ

## 村落社会研究の方法

### 第十八回大会共通課題 をめぐる共同討論（要約）

昨年の村落社会研究会第十八回大会では、「村落社会研究の方法」を共通課題として課題報告を求めるとともに、三時間にわたる共同討論を行いました。本年度大会では十八回大会での討論をふまえたうえで「方法」の実証的検討が期待されています。本年度大会での共通課題具体化のための参考に、共同討論を要約掲載することにしました。活発な御意見を期待しています。なお要約に当り論点の所在を示すことに焦点をあてましたが発言の趣旨を十分伝え得ていな点があります。その点は御容赦下さい。（安原）

共同討論：司会・小池基之・福武直・中野卓

福武 以下のような形で討論を進めたい。

①主題に關し、報告に対する反論あるいは、方法について報告者が論じなかつた面からの提言を求めたい。

れをもって、来年、各自がフィールドに入り検証して、これを来年もちよって議論してみたらどうか。

島崎 ①現段階をどうとらえるか、どのように考えるのか、が各報告者とも不明瞭。農民層分解は村研で論議されて来たが、分解論の一つの主旨は農村における内在的な変革の論理を追求するものであつた。しかし、現状は非常に困難な事態に直面している。この困難な事態のなかで、農民からの内在的な変革の展開を追求する論理を根本的に検討し直すことが求められているのではないか。

②（田原氏の紹介した河村論文について）支配機構の問題にあれ、私の解明が不十分だといわれるが、「國獨資」といった単なる問題目では済まされない。支配の問題を具体的にとらえてゆく必要がある。その論理、分析手法についてはまだ必ずしも、明確でないのではないか。

③高橋報告について——「生活の論理」ということがよくいわれるが、そしてそれを基礎とした社会関係、社会構造の追求が必要だといわれるが、それは具体的にはいかなることを意味するのか。心情としてはわかるが、それだけでは困る。

田原 ①現段階とは何か。共同体の問題を段階と関連させることはむずかしい。四十年代に入り農基法体制がくずれゆくなから総合農政が生み出され、いわば国独資体制の全面的开花のなかで、村落における小生産者層、農民のそれに対応する姿勢が——（技術信託や、請負耕作、集団栽培など）一生じている。しかし、かかる動向を共同体とからめてみると、共同体の側面からはそうシャープに問題が出されてこない。農民の新しい動向の中で、共同体がどういう扱いを受けることになるのかは、そうはっきり出てくる性質のもの

ではないのではないか。共同体の問題は、四十年以降では、遠見のいうように、社会学者としては社会構造の問題の一環として扱わざるを得なくなっている。村落における個々の現象をとらえ、これが共同体だと云つたことではすまされなくなつて來ているだろう。つまり、共同体の機能の減退がみられその解体が、かなりきびしく進んでいるとみてよいと思う。しかし、そこで機械化の進展などの事態に対する村落の対応の仕方が生じるのは何故なのか、このあたりに新しい課題があるようだ。

②支配機構の問題に関連して——支配機構の問題を村落の内部構造などにかかわらしめず、いきなり「國獨資の支配」を云うような発想の良し悪しについては問題はある。村落の例で（上からの支配）を受け止めるものは何か、という問題があるからだが、河村氏もこれを無視してはいない。農民の歴史的性格にかかわらせて村落の問題が入つて来るが、河村氏の場合、共同体の問題を土地所有にかかわらせているという点で一貫している（土地所有者と直接生産者との関連等）。ただし、共同体を戦前の段階についてどう考えるかは、必ずしも明瞭ではないよう（「思想」、論文）同族理論への批判が根底にあり、それが逆に共同体の解明をうすくさせたのだろうと思う。

島崎 河村論文でも農地改革後については土地所有の規定はボヤケてくるようになつた。

田原 「思想」の論文では、村落の第二の類型が不明瞭だと思うが戦後の部落を小商品生産者の組織としてとらえる視点は明確で、土地所有の性格を発展段階とからんで、戦前と対比している点はそ

れなりにスジが通っていると思う。本来は河村氏自身が答えるべき問題ではあるが。

安孫子

現段階について私も関心があるが、与えられた課題の守備範囲外だったので報告では触れなかった。簡単にいうと、レジュメの最後にふれた如く、現在の部落の状態は何か——むらの解体、小経営のとり結ぶ社会の解体、基礎的には農家経済の解体である。

しかし、問題はそのさきにある農民層の分解である。農民層分解の本質は資本の蓄積の問題であり、経済的には、とくに、現象的には労働力の問題である。いうまでもなく、分解は資本主義の発展段階——原蓄期、産業資本主義、独占段階、それそれにおける資本蓄積に見合う形で展開するが、このあたりは段階的にまだキチッと整理しきれていないと思う。

①「現段階」が国独資段階、政策的な計画的な強蓄積の段階にある点には異論はないと思うが、この段階での分解の特質——農家経済の解体がどう展開するか、が問題であろう。しかし、従来の分解論はかなり形態論的にとどまっていたのではないか。むらを見て分化の状態、兼業化、労働力流出等の様相を示すのみで、その推進要因がどのように入りこんで来るかの分析はあまりないようだ。この要因としては二つあり、一つは農工間の不均等発展（その理解は田原氏のものと異なるが）、資本主義の農業問題としての不均等発展を、国独資段階でどうとらえるか、第二は、相対的過剰人口の理論との関連で、これを分解論とかわらせた研究はあまり無いようだ。労働市場の問題を全面に出して、過剰人口の位置づけを行うこと、過剰人口が政策的にうみ出されてくる構造をあきらかにすることが必要であろう。

②この要因分析のあとに階級の分析に入り、最後に実体の問題が出てくるだろう。そういうものとして、本質をおさえ、農民層分解論の範囲を一応終る。しかし、さらに、分解論をおさえた経営の問題がある。請負耕作とか、大型機械化の問題であるとか等々、総合農政のなかでの農業經營問題で、これで小経営のなかみはかなり出て来るだろう。

③次に、土地所有の問題。農地法改正が日程にのぼっており、事実上、農地法のフクをこえる土地所有関係が発生している状況だ（請負耕作など）。このなかで、自作農的土地所有の本質がどこへゆくのか——これは分解論と経営論をおさえたうえでやらないとハッキリしないだろう。

④さらに、そうした基礎のうえに存在する村落の支配機構が問題となる。村落に入ってくる支配体制の問題としていえば、その点はあまり大きな変化はここ十年・十五年ほどは無いのではないか。村落のなかの勢力関係が変わっても國家権力と村落との関係そのものは、さして大きな変化はない。かつて、栗原百寿氏がエーシェントとしての村落支配層の問題を出したが、支配をうけとめるさまざまな機構の問題は存在しているだろう。

⑤最後に、村落のなかで、より新しい展望をもった変革の主体なり、組織なりがどうなっているか、農協にも一面その性格はある、さらには農民組合や農村労組の問題などがあるが、これら諸組織の問題がある。

高橋 ①現段階について——「国独資」が、種々の政治的障害物をある程度排除して、きわめて経済効率的に「国独資」の利害をストレートに出せる段階だろう。基本的には強蓄積をはかる資本の運

動のなかで、農民層は分解を強行される。村落の次元では農民層の分解あるいは生産力の構造の変化のなかで、小土地所有という生産関係ないしその結果として出てくる共同体的な諸関係との矛盾が激化してくる。栗原でも庄内でも生産力構造の発展のなかで小零細農家は小經營を維持出来ず排除されてゆくが、自作農的小經營の存在が否定される状況が生じている。そこにある種の窮屈化の進度を見出すことができよう。

②支配構造の問題——主としては行政を通ずる官僚制的支配が経済効率的に末端にまで進行し、農民相互間、農村と都市との交流關係、都市のブルジョアジーと労働者化してゆく農民との關係など、諸關係の成熟につれ独自の支配關係が生み出されつつある。こうした点が全体としてどのように行政的に上からの官僚制支配にくみこまれてゆくかが問題であり、同時に、そのなかで中央と地方の利害、階層間の利害等が衝突し、かかる挫折を通して支配が進められる点が重要である。

③生活の論理ということ——心情的だといわれるかもしれないが、従来の分解論は窮屈化論との関連では必ずしも十分展開されてこなかった。ここに焦点をあてたいと思っている。又、大衆が歴史をつくることの意味を考える必要がある。社会構成体史観のみでは大衆が歴史形成に参加してゆく具体的過程を明確にし得ないのでないか。社会分析を通じて農民意識の転化のメカニズムをあきらかにするために、階級斗争の前段階において、歴史形成に参加する農民の日常的過程を考える必要がある。

島崎（安孫子に）ここ十五年の間、支配機構についてさほど変化はないといい、栗原理論についてもふれられたが、栗原氏の

見解が出された時点と現在とではかなり変化しているのではないか。

（高橋に）生活構造の問題として農民生活貧困化の問題が出されたが、問題はそれをどうとらえるかにあろう。具体的な一つ一つの様相を示すだけで、それらの事態の理論的位置づけがあまり明確ではないので、「心情的」という形にとどまるのではないか。

安孫子 村落内部の支配構造は變っているだろう。私がのべたのは國家権力と村落との關係についてで、その点はあまり變っていないと思う。たとえば地方自治体と國家権力との關係など……。村落内部では宮城県南郷町の事例でも役職者層の交代がみられるような变化は私もみとめている。また国家権力と地方自治体ないし村落との關係のなかでたとえば地方自治体の自治能力がますます弱化するなど、支配の量的拡大は指摘できるだろうし、道州制など権力の側からする支配の再編成の動きも出てきている。これらの变化はあっても、国家権力の本質は変化せず、農地改革の完了から今日に至るまで政策的なあらわれの相違はみられるが基本的なところは変わっていない。革新自治体が生じても事態の基本的な点は変っていないとみるべきだろう。

野々村 政治学を学ぶものとして安孫子氏の見解に疑問を感じる。最近の農業構造改善事業などでもみられる如く、資本の意向を積極的に代弁する形で農政による横領的な分解政策がとられてきている。かかる事態はとくに四十年代に顕著にみられるようになったものだ。安孫子 行政を通じて農政が入ってこないということはほとんど無いわけで、四十年以前でも村落や自治体の意向を反映する如き政策はつくられず、もっぱら資本の論理でつくられたものが上から与えられ、これをスムーズにうけいれるような体制が村落に要請され

ていたというべきだ。ただ政策の質には変化がある。社会政策的な農業政策から国民経済的観点——資本の全体的観点からの経済政策への変化など。しかしかかる政策が村落に入ってくる機構そのものは変わらないと考える。

高山 現段階をいかに理解するかが問われているが、島崎氏自身はこれをどう理解するのか。問題は農工間不均等発展をどう理解するかにかかっている。独占資本の蓄積の規模、量、質というものと農業部面における小商品生産が支配的であるウクラード、その差が現在どうなっているのかを、そこで確定しなければならぬ。その際国独資一般ではわりきれぬものでもっと具体的に考える必要がある。たとえば世界資本主義の現段階という問題一つ確定しなければならぬし、そのなかでの日本資本主義の現段階をいかに位置づけねばならぬか等々……。労働市場、過剰人口論等々の問題も出されたが、いずれにせよこれら諸条件のもとにおける農工間不均等発展の大きさと方向をあきらかにする必要がある。

島崎 私の発言の趣旨は、現段階ということが言われているにもかかわらず、その具体的な内容についてはあまりふれられていないから、その点の説明を求めたということである。「国独資」についても、段階と考へるべきか否かなど種々の議論も行なってきたことであり、これらの問題を十分あきらかにせず「国独資」というコトバだけを使うようなことでは問題があろうと思つたからだ。

福武 国家権力とムラとの問題で議論が出てきたが、集団栽培のなかで個々の農業の個別の裁量だけでやれない部分、個別では完結しないという形も出てきているが、そのなかでムラがどうなるのか、経営と分解とのからみ合いから生じる問題を明確にする必要

ということもいわれたが、こうした問題をどういう視点でどのように調査しろといふのか——といったような、必ずしも大きな方法論ということでなく、「調べかた」とからませながら議論をお願いしたい。

岩本 資本主義社会における村落の姿を資本主義以前の村落との対置においてあきらかにする必要があると思う。

(高橋) 有賀、福武を継承するというが報告は経済学的発想で、現代における村落のありかたが不明確な印象をうけた。今日においても生産・生活の共同体が「いえ」であるともいわれたようだが、それと村落との関係をどう考えるのか。

高橋 「いえと村落との関係は、農業生産をめぐっての関係が中核だと思う。自作農的小經營、小土地所有と現在の生産力の構造・技術段階との関係に矛盾が激化し、たとえば集団栽培の発展しているところで、小零細農家が共同体から排除されてゆく状況が生じている(共同的生産組織を共同体というか否かには問題があるが)。その点でいえと共同体との関係が從来のような形をとらなくなってきた。こうした点の認識を、有賀、福武氏らの見解から学びかつ対置させ、私の見解をぶつけながら考えてゆきたい。

中村(吉) 「いえと村落との関係が問題にされているが、農業集落(共同体と言わない方がよいと思うが)の問題についてふれてみたい。小農經營者が一つの集落をつくり、相互間に諸機能をもつもの村落として研究してゆくとすれば、これはいまに消滅するものだ。そして現在は、そうではない集落的集団的機能が△團地▽などで出てくる。これはムラともマチともいえないものだが、そこに地域的な機能は存在している。農業村落、農民などといった規定から脱

却して、地域的集団的機能といったものも研究課題としてとりあげてゆくべきではないか。農業にあまりこだわるのもつまらぬことのようである。

矢木 ①経済学でも現状分析では共同体を具体的に問題にするので、近代以前のもののみを研究対象とするのではない。そこで現状の村落を問題にする場合、それを生活共同体ズバリとして考えるか、地域的行政的村落ズバリで見るのか——といったようなことではおかしいので、具体的に、現状に即した形で諸現象を問題にし、その奥にあるものを生活共同体として眞きつ考へねばならない。

②権力について——支配権力がムラを利用するという面だけを見るのはおかしいので、それをうけとめる村落の方から問題にしてゆくことも必要である（支配のための村落制度と生活共同体とは必ずしも一致しない）。その場合共同化など個別經營で完結しない組織が存在するがこれを村落と同一視することもできない。私も近く埋山村で、現在のムラを考えてみたいが、そうした方法について社会学からききたい。

福武 △団地▽まで村研でやらなくても良いと思うが、近郊村落では非農家の増加から種々の問題が出てくる。そうした点も問題にすべきだろう。

小池 共同体とは何なのか。社会学と経済学とでは違った意味で考えている印象をうける。たんにムラの規制があるからといって共同体ではないのだともいわれている。安孫子氏の場合比較経済史研究におけるヨーロッパ規準の研究への問題点を出され私も同感だが、いずれにせよ共同体を問題にする場合、その議論の背後にはマルクスの「Formen」（資本制生産に先行する諸形態）の理解の問

題があろう。あれは解釈としては共同体論でなく土地所有形態論で、その基礎のうえに共同体が論じられているのではないか。この点が重要だ。また生活共同体としての「いえ」といわれるが、生活共同体は共同体なのか。

中村（吉） 村研では十八年間共同体をめぐって議論してきたが、土地所有をはなれて考えることができぬという指摘は重要で、共同体的土地所有の問題が基礎だと思う。それは封建的的土地所有といわれことと同じだと思うが、すると明治の地租改正で私有財産制がとられ、共同体的土地所有は公的には否定され、個別の土地所有が発生した。「近代化」を「資本主義化」とする場合、あの段階で本源的蓄積期の大きな転回点があった。その後の村落研究や調査で「共同体」というとき、共同体的土地所有が前提とされて言われていることはほとんど無いのではないか。では非共同体的土地所有のうえで何が「共同体」的といわれてきたのか。土地所有以外に地主的又は農業の生産構造と関連しているいろいろな家連合はあるが、そのなかで地域的なものは土地所有が變ってもその地域的機能を残す。また地域的でなくとも、共同体の諸慣習、生活慣行や生活感情は多々残される。それらは私的の土地所有と衝突しない限りで残されてくるので、土地所有と衝突するものは残されないだろう。共同体から発生した諸行事が残っているからといって、たとえば冠婚葬祭の行事が存在するから共同体が存在するなどというと非常に危険である。

矢木（小池に）『ヨーロッパ』で共同体を問題にすることはできしないのか。所有形態論だというが、所有の本源に生産をおくことも考えていいのではないか。

小池 「Foremen」で共同体を考えることができないといつていのではなくて、「Foremen」の重点・主題は土地所有だということで、それは「Grundherrschaft」グリンドフツセの中での「Foremen」の位置をみればわかることだ。

福武 安孫子氏の出した五つの柱のなかで、土地所有へのコメントがあまり無かったようだが……。

安孫子 コメントすると研究の「方法」ではなくて「内容」に入ってしまうと考えたからだ。自作農的土地位所有が、現段階で果してその本質を残しながら存続しているのか否かが問題だが、小農民が小農民たりえなくなっている。自作農が自作農たりえなくなっている。そのような状況の下で土地所有はどのように質を変えてくるのか。自作農的土地位所有の規定は困難だが、一番大きくすると、「過渡期の土地位所有」であろう。歴史的にも過渡期の分割地所有が独占段階にまで入りこんできた……という段階での小農民的土地位所有で、本質的には過渡期の土地位所有である。典型的な分割地所有と共通性をもちながらも、資本主義、とくに独占資本主義の下での限定をうけて存在し、さらに日本では農地法の設定したワクのなかにある。しかし実態では変化が生じており、土地に対する独占資本の考えが変って行政的な土地収用が出てきたり、請負耕作や集団栽培などで所有権に対する土地利用形態上でのかなりの制限が出てくる。土地所有と經營とが直結させられた自作農という農民経営が、現在土地所有と合わなくなってきた。この点は耕地のみでなく林野でも畜産と関連して出ている。こうして農民の生活といった点でも、自作農的土地位所有と直結した農民経営という、村落構成の單位としての性格に変化が生じている。このように土地位所有の性格の

変化をおさえておかないと村落研究にウイーヴポイントをのこすこととなる。百姓株の基礎（中野卓氏も指摘した如く）とも考えられてきた如き土地位所有がくずれ、土地位所有はいまや経営と密着しなくなつたのみでなく、財産としての土地位所有という状況が宅地化や工場用地造成のなかで生じてきている。これらは村落解体の現象となるのではないか。高くなれば売ってアパート経営者となるといつた点をおさえることは現段階の村落研究に必要なことだ。

「方法」の点でいまむしろ必要なことは、これこれのマチガイを犯してはならぬといった、むしろ消極論の方から出でると忠う。報告で身分の問題にふれたのもその一つである。

島崎 財産としての土地位所有、といわれたが「土地持ち労働者」という場合の理解はそれとかなり違うのではないか。事実としても農業内部にも賃労働関係がかなり進んでいるのではないか（邊協の伐木林經營における賃労働使用の事例など紹介）。

安孫子 土地持ち労働者と財産としての土地位所有とでは兩者を問題とするディメンジョンが違う。前者は分解論の問題で、事実上のプロレタリア形成上での具体的な存在形態であり、後者は「経営」「土地位所有」「生活」の三位一体からなる農民経営においてその三位一体がたちされたとき、その段階で可能性がひらかれて生じる問題だ。たとえば都市近郊など。兩者はダブルの場合もあれば無関係なこともある。

編谷 現段階での農民層分解とムラとの関係ということだが、蒲原白根郷では分解が典型的に進んでいる。兼業農家は離農し、中型トラクターをもつ三ヘクタール以上の農家が請負——借地関係を通じて事実上の土地集中を進めてゆく。労働力流出と請負耕作での

土地市場を通じての土地集中——そこにムラの解体が一応言えるのではないか。しかし同時に四十年代後半の集団栽培や食管制度の問題……農作物流通の変革を通じて大量販売など流通過程が生産過程へはね返って、個別農家の意志決定を上部に集中してゆく如き農業の組織化が進むプロセスが存在する。

そこでは第一段階としてはムラを基盤集団とする生産組合を集団的生産組織として下部機構に編成し、上では広域の営農團地として個別農家の意志決定を上部に集中してゆく。かくて自作農の機能の分解が生じ、自作農が独立自営農民としての性格を失ってゆく。第二段階ではムラのちつ労働制度などが機能分化の過程で経営となり何らかの形で再編されてゆく。オペレーターの出現や上層農を中心としたマネージャーの析出など。そしてそれに対応する分担方式を進む。

このように農民層の分解がムラの解体と結びつくような形で進むが他面大型機械の効率的利用のためにはムラぐるみつかまねばならぬという事情があると、分解、解体が内政的に進む……そうしたところでムラがどうなるか。共同体の解体と農民層の分解という場合、分解に二つの姿があり、これをどうつかむか、理論的につきつめねばならぬ。解体と分解がイコールの現象形態もあるが、両者が並行して事後的に問題が処理される場合もあるのではないか。

蓮見 報告のなかには共通の問題があるようだ。生産関係、階級関係ないし段階的規定、といっただけではとらえきれないものがあり、それをどう考えるかといった問題が出されている。段階的規定や階級的規定を明確にすることが重視された時期もあったがそこで

とらえられなかつたものをいま問題として出しているようと思う。安孫子氏が「身分」といい高橋氏が「生活」といっている如き問題がそれである。たしかにそれは重要である。しかしそうであるからといって、かって問題としてきた階級的規定や段階的規定の問題が流されてしまうことにならぬ。今日の報告で出された問題をかって問題としてきた事柄とどう関連させて考えるべきかが重要である。たとえば高橋氏は生活の論理を問題とし、大衆の創造性をうち出す必要があるというが、大衆といい創造性といつても、それは階級的段階的規定のうえでおさえられねばならないだろう。これららの点をさらに展開してほしいと思う。

(以上が大会共同討論における主要な発言の要旨で、このあと福武会員から、これらの議論をふまえ、整理して共通の調査事項を考え、来年度大会にその検証をもちよることが提案されましたが、その具体化についてはさらに会員諸兄からの御意見をまつことになりました。なお、この大会討論メモは録音テープをもととしましたが、整理要約した部分がかなり多く、内容についての責任は事務局にあることをおことわりしておきます。)

事務局短信 △予定より遅れましたが第一回研究会開催の運びとなりました。多数の会員の御参加をお願い致します。  
△年報編集関係について 編集事務については柿崎委員の側都合でなおしばらく事務局で行います。御連絡は事務局まで。研究動向の民俗学は本年は休載といたします。経済学はまだ未定ですが、抜刷など事務局でお送り下されば担当者きまり次第お渡しします。公募には多数の御応募を戴きました。充実した年報が期待されます。

(安原)